

国立大学法人山口大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う業績の実績に関する評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で、増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日から俸給月額を約7%引下げ改定 12月期賞与を0.025月分増額改定 平成18年4月1日の前日から引き続き在職する役員で、当該前日に受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、その差額に相当する額を俸給として支給する。
理事	<ul style="list-style-type: none"> 法人の長と同じ
理事(非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日から俸給月額を約7%引下げ改定 平成18年4月1日の前日から引き続き在職する役員で、当該前日に受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、その差額に相当する額を俸給として支給する。
監事	<ul style="list-style-type: none"> 法人の長と同じ
監事(非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 理事(非常勤)と同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 20,228	千円 12,898	千円 7,298	千円 32 (通勤手当)	5月16日1名	5月15日1名
理事 (4人)	千円 58,168	千円 38,174	千円 17,666	千円 429 (通勤手当) 130 (扶養手当) 410 (単身赴任手当) 1,359 (役職手当)	5月16日3名	5月15日3名
理事 (非常勤) (1人)	千円 2,054	千円 2,054	千円 0	千円 0 ()	10月1日1名	9月30日1名
監事 (1人)	千円 12,494	千円 8,736	千円 3,536	千円 222 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,800	千円 1,800	千円 0	千円 0 ()		

注)「役職手当」とは、国家公務員における俸給の特別調整額に相当する手当であり、役員報酬が指定職相当ではなく、行政職(一)相当である役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円 3,464	年 月 26	平成18年5月15日	1	役員会において評価係数「1」と決定され、国立大学法人山口大学役員退職手当規則第2条により決定された。
理事A	千円 2,739	年 月 26	平成18年5月15日	1	役員会において評価係数「1」と決定され、国立大学法人山口大学役員退職手当規則第2条により決定された。
理事B	千円 2,709 (8,018)	年 月 24 (11 0)	平成18年3月31日	1	役員会において評価係数「1」と決定され、国立大学法人山口大学役員退職手当規則第6条により決定された。

注1) 「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規則に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である評価係数を記載した。

注2) 理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において中長期的な人事計画を定め、人件費抑制に努めながら全学的に適切な人件費管理を行う。 教員については、学長運用ポストにより戦略的重点配分を行い、管理業務部門については、再雇用及び障害者雇用に必要な人件費を確保し、人事計画に沿って人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条において準用される独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、業務の実績及び国家公務員の給与水準等を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものになるよう定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、人件費の範囲内で、昇格の実施、昇給区分の決定及び勤勉手当成績率の決定を行う。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給 (昇格)	勤務成績、職務能力等の総合的な評価により、上位の級に昇格させることができる。
俸給 (昇給)	従前の特別昇給と普通昇給を統合し、5段階の昇給区分を設けることにより、勤務成績を適切に反映させる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じて定める成績率に基づき支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

① 俸給表

- ・号俸を4分割し、勤務成績を昇給に反映させやすくする俸給表とする。
- ・俸給水準を平均4.8%、最大7%引下げる。
- ・俸給表によっては、級の統合を行う。

② 昇給

- ・普通昇給と特別昇給を統合し、5段階の昇給区分を設定する。
- ・枠外昇給制度及び55歳昇給停止措置を廃止する。
- ・昇給幅の1号俸抑制を行う。

③ 級号俸及び俸給月額

- ・平成18年4月1日付けで新たな級号俸に切替える。
- ・新たな俸給月額が平成18年3月31日に受けていた月額に達しない職員に対しては、その差額を支給する。

④ 初任給基準

- ・俸給表の改正に伴い、初任給基準の改正を行う。

⑤ 昇格

- ・昇格時号俸対応表により、昇格後の号俸を決める。

⑥ 俸給調整給

- ・調整基本額を引下げ、その額が平成18年3月31日に受けていた額に達しない職員に対しては、経過措置を設ける。

⑦ 勤勉手当

- ・6月期(0.725月分)及び12月期(0.725月分)のそれぞれ0.015月分を用いて、優秀者等の成績区分の拡大を図る。

⑧ 義務教育等教員手当

- ・俸給表の改正に伴い、別表の改正を行う。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1,706	43.4	6,936	5,000	54	1,936
事務・技術	347	43.0	5,519	4,029	85	1,490
教育職種 (大学教員)	798	47.5	8,738	6,243	50	2,495
医療職種 (病院看護師)	379	37.1	4,924	3,589	34	1,335
医療職種 (病院医療技術職員)	80	37.5	4,983	3,638	31	1,345
教育職種 (附属高校教員)	25	42.5	7,355	5,406	60	1,949
教育職種 (附属義務教育 学校教員)	66	40.0	6,672	4,907	86	1,765
技能・労務職員	11	48.1	5,091	3,716	50	1,375

非常勤職員	48	46.4	3,922	2,871	63	1,051
事務・技術	31	52.0	3,672	2,708	66	964
教育職種 (大学教員)	5	50.5	6,956	4,894	35	2,062
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	11	27.9	3,312	2,460	67	852
技能・労務職員	1					

注1) 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2) 在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

注3) 「医療職種(病院医師)」は、該当者がいないため記載を省略した。(常勤職員、非常勤職員とも)

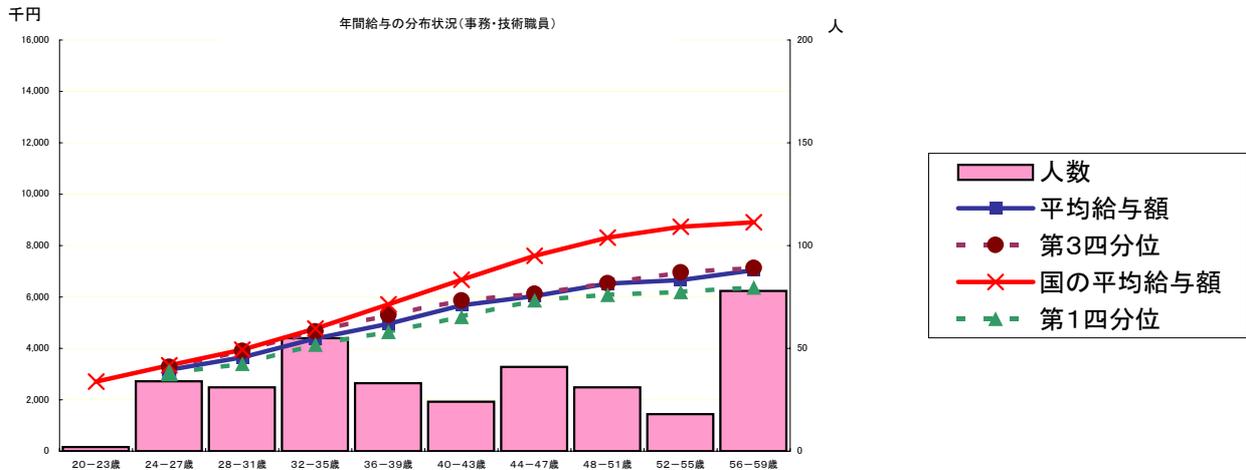
注4) 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注5) 「技能・労務職員」とは、自動車運転員・調理師等の職員をいう。

注6) 非常勤職員の「技能・労務職員」は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「人員」以外の事項については記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



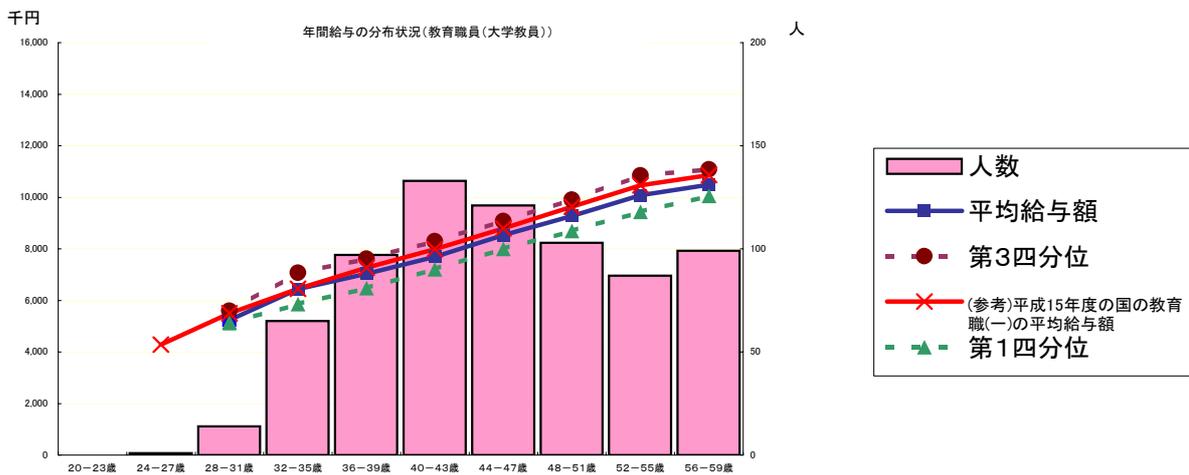
注1) ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2) 20-23歳の年齢階層については該当者が2人以下のため、第1・第3分位折れ線及び平均額を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位 { ・課長 ・係員 }	17	55.6	7,301	千円	7,779	千円	8,173
	94	29.6	3,168	千円	3,614	千円	4,080

(教育職員(大学教員))

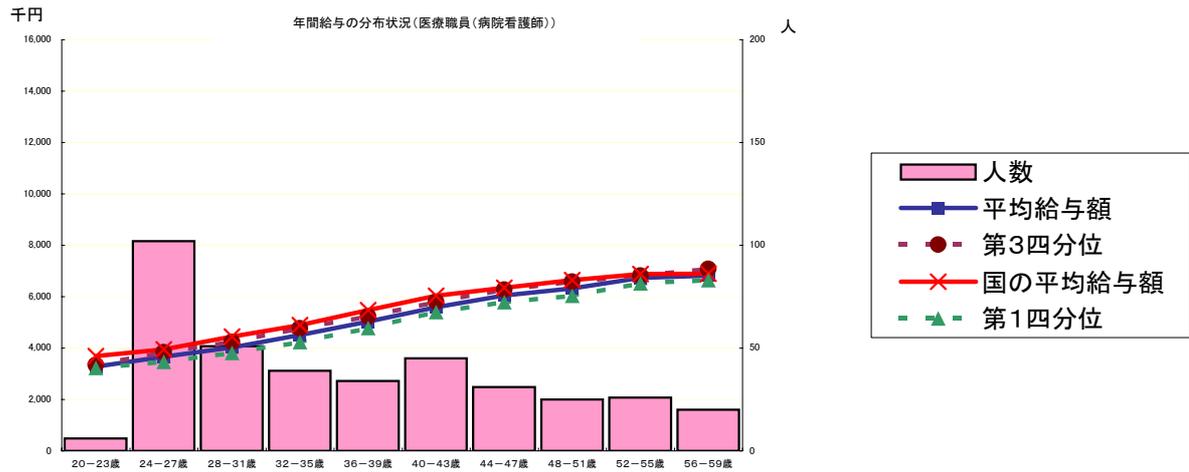


注) 24-27歳の年齢階層については該当者が2人以下のため、第1・第3分位折れ線及び平均額を示す点を表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位 { ・教授 ・准教授 }	330	54.6	9,675	千円	10,339	千円	11,003
	255	44.2	7,625	千円	8,132	千円	8,628

(医療職員(病院看護師))



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位 { ・看護師長 ・看護師 }	24	55.0	6,762	7,084	6,940	7,084	7,084
	296	33.4	3,722	5,142	4,443	5,142	5,142

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	補佐 係長	課長, 事務長 補佐
人員 (割合)	人 347	人 49 (14.1%)	人 65 (18.7%)	人 154 (44.4%)	人 41 (11.8%)	人 24 (6.9%)
年齢(最高～最低)		歳 36～21	歳 39～28	歳 59～34	歳 59～46	歳 59～41
所定内給 与年額(最高～最低)		千円 2,738～1,721	千円 3,783～2,368	千円 4,952～3,061	千円 5,261～4,343	千円 6,082～4,739
年間給与 額(最高～最低)		千円 3,608～2,388	千円 5,050～3,237	千円 6,833～4,233	千円 7,281～5,991	千円 8,400～6,702

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長 課長, 事務長	部長	局長 部長	局長	局長
人員 (割合)	人	人 8 (2.3%)	人 3 (0.9%)	人 3 (0.9%)	人 0 (0.0%)	人 0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		歳 59～52	歳 58～49	歳 59～59	歳 ～	歳 ～
所定内給 与年額(最高～最低)		千円 6,541～5,485	千円 8,306～8,050	千円 8,052～7,260	千円 ～	千円 ～
年間給与 額(最高～最低)		千円 8,845～7,469	千円 11,259～11,073	千円 11,095～10,371	千円 ～	千円 ～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手 教務員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	人 798	人 7 (0.9%)	人 120 (15.0%)	人 86 (10.8%)	人 255 (32.0%)	人 330 (41.4%)	人 0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		歳 50～29	歳 62～27	歳 61～31	歳 62～33	歳 62～39	歳
所定内給 与年額(最高～最低)		千円 3,959～2,869	千円 5,856～3,032	千円 7,478～3,595	千円 7,228～4,408	千円 9,825～5,233	千円
年間給与 額(最高～最低)		千円 5,480～3,922	千円 7,820～4,142	千円 9,990～4,979	千円 10,168～6,064	千円 13,885～7,392	千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	379 人	1 (0.3%) 人	296 (78.1%) 人	54 (14.2%) 人	25 (6.6%) 人	2 (0.5%) 人	1 (0.3%) 人
年齢(最高～最低)			59～22 歳	58～38 歳	59～38 歳		
所定内給与年額(最高～最低)			4,717～2,254 千円	5,160～3,872 千円	5,192～3,913 千円		
年間給与額(最高～最低)			6,484～3,079 千円	7,178～5,404 千円	7,494～5,678 千円		

注) 1級, 5級及び6級における該当者が2人以下のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから, 「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載を省略した。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 66.1	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 33.9	% 35.4
	最高～最低	% 46.9～31.7	% 42.1～28.9	% 43.1～30.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 68.9	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 31.1	% 32.7
	最高～最低	% 40.7～30.8	% 37.5～28.0	% 36.4～29.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.8	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.2	% 33.7
	最高～最低	% 42.8～32.4	% 42.7～29.3	% 42.8～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.7	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 31.3	% 32.9
	最高～最低	% 46.6～31.6	% 44.5～28.8	% 44.0～30.3

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)			
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	65.2	68.2	66.8
	最高～最低	40.7～31.8	37.5～28.9	39.0～30.3

注) 医療職員(病院看護師)における管理職員の該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、当該区分の各事項については記載を省略した。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

82.9

対他の国立大学法人等

94.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

96.1

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

93.5

対他の国立大学法人等

96.6

注) 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

参考:教育職員(大学教員)について、平成15年度の国の教育職(一)との給与水準(年額)の比較指標は「96.8」である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	13,932,090	14,282,536	△ 350,446 (△ 2.5)	△ 381,856 (△ 2.7)
退職手当支給額 (B)	1,664,164	1,785,001	△ 120,837 (△ 6.8)	110,332 (7.1)
非常勤役職員等給与 (C)	2,672,706	2,468,806	203,900 (8.3)	476,945 (21.7)
福利厚生費 (D)	2,052,119	2,071,356	△ 19,237 (△ 0.9)	37,363 (1.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	20,321,080	20,607,700	△ 286,620 (△ 1.4)	242,783 (1.2)

注) 「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る経費等を含むため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

1. 対前年度比の増減要因の分析

- ① 「給与、報酬等支給総額」・・・対前年度比 △2.5%
 - ア) 退職者の後任補充抑制等による人員削減
 - イ) 平成18.4.1の給与水準の引下げ等の要因により減額となった。
- ② 「最広義人件費」・・・対前年度比 △1.4%

外部資金等の運営費交付金以外の経費により雇用される職員の増加及び看護師の看護体制の見直し等により「非常勤役職員等給与」は増額したものの、それ以外の区分が減額となっており、全体としては減額となった。

特に、「給与、報酬等支給総額」及び「退職手当」の減額が大きい要因と考えられる。

2. 人件費削減の取組み状況

- ① 中期目標における取組み

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組みを行う。
- ② 中期計画における取組み

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。
- ③ 進捗状況

人員削減計画に基づき、平成18年度分の人員削減を実施し、給与水準の引下げの影響もあって平成18年度までの人件費削減率が△2.5%となった。

 - ・平成17年度の「給与、報酬等支給総額」・・・14,282,536千円
 - ・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」・・・13,932,090千円

なお、平成17年度の「人件費予算相当額」(14,762,928千円)との比較で考えると、削減率は△5.6%となる。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。